研究部教授)

良

目

次

क्र

て、この制度には、 得税の負担者である納税義務者が直接に納付する関係には立たない建前がとられている点に大きな特徴 が ある。 者を徴収義務者とし、この者に所得税額を天引徴収させた上、これを国に納税させることを目的とするものであり、所 所得税法一八一条から1111三条までに定められている所得税源泉徴収制度は、金員の支払者その他経済的利益の供与 他の租税徴収手続のように税の負担者が納税義務者として租税債権者たる国に対して法律関係を持

つことになるのかどうか問題の存するところである。

り、従って、納税義務者(以下「納税者」との紛別及び「徴収義務者」との関係を考慮して「受給者」と呼ぶこととす る。)は、国との間における手続形成に何等の関係を持たない立場にあるとし、かつ、受給者は、申告納税の段階にお 存するところであるが、実定法上徴収義務者を納税者として国との間に位置づける構成(国税通則法(以下「通則法」 いては国との間に租税法律関係を持つという或る意味では割り切った法律関係に立つとみることができるのかどうか、 という。)二条5号)がとられる以上、右納税者と国との間は、他の租税徴収手続の場合と同様に考えるのが相当であ 国と徴収義務者、徴収義務者と納税義務者、納税義務者と国とのそれぞれの関係をどのように評価するかは種々議論の すなわち、源泉徴収制度は、 国と納税義務者との直線的二面関係に徴収義務者が介在する仕組となっている関係上、

この制度の本質に係る問題として十分に検討されなければならない。

- 右制度の本質の分析を通じて、それと深いかかわりを持つ受給者及び徴収義務者の権利救済手続の範囲及

本稿では、

一、源泉徴収制度の概要

源泉徴収制度は、徴収確保の容易性、能率性ないしは受給者側の便利性の故に、租税法上かなりの範囲にわたってと

られている。

対象の選定基準、手続のあらまし、及び機能と効果に分けて検討してみることとする。(セエン この制度の基本構造と関係当事者の救済という本論に入るに先立ち、その制度の大雑把な内容を、

源泉徴収の対象、

所得税源泉徴収の対象

① 利子所得(所得税法一八一条、一八二条)源泉徴収の対象となる個人の所得は、次のとおりである。

- ② 配当所得(同一八一条、一八二条)
- ③ 給与所得(同一八三条から一九八条まで)
- ④ 退職所得(同一九九条から二〇三条まで)
- ⑥ 報酬料金等(同二○四条から二一一条まで)
- イ 原稿料、デザイン料、講演料、放送謝金、工業所有権の使用料等

п 弁護士、公認会計士、税理士等の報酬・料金

社会保険診療報酬支払基金から支払われる診療報酬

外交員、集金人、プロ野球の選手等の報酬・料金

映画、演劇その他特定の芸能等の報酬料金、

その他芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る役務の提供に

朩

・料金

関する報酬・料金 職業野球の選手等の契約金 バーなどのホステスの業務に関する報酬

チ 広告、宣伝のための賞金

1) 生命保険等に基づく年金

ヌ 匿名組合契約等の利益の分配

6

7

非居住者に対して支払われる所得 (同二一二条から二一五条まで)

割引債の償還差益(租税特別措置法四一条の一二)

2 源泉徴収対象の選定

とができる。

ある種の収入を源泉徴収の対象とする基準は、その対象となった所得をみることにより、概ね次のとおり集約することをでいる。(注2)

せせ

- (I) 納税者からの自主的申告納税を期待しえず、このため、所得の支払段階で源泉徴収しておかないと所得税の徴収
- が困難となるようなもの――例えば、 2 同一人に対して継続して反覆的に支払われるもの――例えば、給与所得 非居住者に対する所得の支払
- (3) 同一人から多数の者に支払われる性格のもの――例えば、利子所得、配当所得、 給与所得
- **(4**) 源泉徴収をしておいた方が徴収義務者、税務官庁の双方にとって能率的で煩わしさがないとされるもの

ばい利子所得、配当所得、給与所得・報酬料金 (5) 受給者が収入金額に対してその収入に関し支払う必要経費の割合がおおむね一定であるもの――例えば、

及び医療収入 6 所得の支払者の事務能力、 経理能力、財力が十分であるもの (所得税法一八四条、二〇四条二項二号) 例え

弁護士

ば 法人から支払われる利子所得及び配当所得、法人及び事業者から支払われる給与所得、 退職所得

7 受給者の住所、 氏名を明らかにすることができる種類の支払であるもの (同法二二四条)

3 源泉徴収手続のあらまし

源泉徴収手続について、給与所得を例にとれば、 定期的給与に対するもの、 臨時的給与(賞与) に対するもの、

ミド、三男り合チニオトのの

年末調整の各手続から成る。

まず、定期的給与に対するものは

① 税額計算の基礎に取り入れられる配偶者控除、 扶養控除、 障害者控除、 老年者控除、 寡婦控除、 勤労学生控除に

ついては、受給者から徴収義務者に提出される「給与所得者の扶養控除等申告書」によって計算される。

社会保険料控除の対象となる社会保険料の負担額は、徴収義務者において明らかな事項であるから、 申告をまた

③ 月額表又は日額表により税額が算出される。

ず自働的に控除計算される。

ら一定率を抽出し、これを適用して税額が算出される。 次に、臨時的な給与に対するものの手続は、適用税率を一覧表にした「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」か

又は還付し、不足額を生ずれば、年末の給与から通常の源泉徴収税額に追加して徴収することとなる。 と対比し、過不足額を計算する。その結果、過納額を生ずれば、年末の給与に対する源泉徴収税額をそれだけ減額し、 ついて行う。この手続により一年間に源泉徴収した税額の合計と、支結された給与総額について正確に計算した年税額 さらに、年末調整は、主たる給与の支払者たる徴収義務者のみが、給与の金額が年間一、〇〇〇万円以下の受給者に

4 源泉徴収制度の機能と効果

(1) 所得税の源泉徴収制度を採用することによる効果としては、次のものを挙げるのが一般である。 支払われる金額を課税対象とするから、課税標準等の把握が正確であること

- ② 徴税が確実であること
- ③ 徴税費が少なくてすむこと
- **(4**) 金額が支払われる段階で徴税されるので、 納税に対する苦痛が比較的小さいこと

り税務官庁側に帰せられるものではなくして、受給者にとっても便利有用な制度として機能することはなんびとも否定 しえないであろう。 つまり、徴税確保の容易さ、能率のよさが正に源泉徴収制度の存立の基礎となる。そして右のようなメリットはひと

この点について、税務官庁、受給者及び徴収義務者のそれぞれの立場から分けてみることにしよう。

税務官庁サイドからは、収入税額等の規模及び徴税コストの両面からみることができる。

どであるが、これらの人員を考慮に入れると、実際には、右源泉徴収所得税の納税人員をかなり上廻ることとなるはず 源泉徴収所得税は二、八三八万人で、その構成割合は五・七パーセント、九四・三パーセントを占め、後者は前者の一 五・八倍に達している。なお、給与所得以外の源泉徴収所得税に係る納税人員は、その性格上確定しえないものが殆ん まず、納税人員をみると、所得税は三、○一八万人であるが、このうち申告所得税は一八○万人、給与所得に対する(ધ₃)

で、構成割合は八一・九パーセントに達している。 ーセントを占め、税目別で第一位にランクされるのであるが、このうち、源泉徴収所得税全体で五兆二、四 四 ○ 億 円 次に、収入見込額をみると、所得税は六兆四、〇一〇億円で、全租税収入見込額一五兆五、一九〇億円の四一・二パ(注º))

ている。 これにより明らかなとおり、源泉徴収所得税の租税収入等に占める度合は高く、文字どおりその基幹たる地位を占め

当らないけれども、国税のなかで極めて低廉であることは顕著な事実であると思われる。 徴税コストをみると、税額一○○円当り全租税一円八七銭であり、源泉徴収所得税に係るそれは、(ὰ⁴) 計数的なものは見

要する事務量は、 なされるとすれば(それが果して可能なのかどうかは暫く措く)、 若しこれら二、八○○万人を超える受給者について源泉徴収によることなく、申告納税方式により納税義務の履行が はかり知れない程ぼう大となり、徴税コストの極端な上昇、 申告義務の存否、 他税目に係る収入等に影響することは避 申告の適否の審理、 実地調査等に

源泉徴収制度が有する機能ないし効果は、疑いもなく極めて大きい。

続いて、受給者サイドからは、次の点を指摘することができる。

納税申告手続と税額の納付手続とが不要となるから、手続が簡便である点が長所といえる。 ように、申告納税の最終納税額を算定するプロセスにすぎない。)。従って、受給者は、申告納税方式の場合と比較して よって完結する(もっとも、受給者は、申告納税の段階において右納付税額を表示することがあるが、それは後述する 受給者の負担すべき所得税に係る事務手続は、徴収義務者において、給与の支払の際これを徴収して納付することに

さらに、徴収義務者サイドからは次のようにみることができる。

典型的かつ一般的なものとして給与等の支払について言えば、徴収義務者が給与の支払をなす

所得税の源泉徴収は、

となる訳であり、 国に納付するまでの間、 収義務者において一括納税の事務を処理することが受給者にとって、納税の手数をはぶく結果となるところからプラス 際所得税を天引し、その翌月一〇日までにこれを国に納付する建前であるから、徴収義務者は、 結局徴収義務者の利益を増進するゆえんでもある。 そのことが徴収義務者と受給者との密接な関係からくる便益の供与に資するところ少なからぬものが 手許にその金員を留保しこれを利用できる立場にあるが、この利益は無視できない。また、 右徴収した所得税額を

- 方、 この制度の短所として、
- (1) 徴収義務者に負担を強いる結果となること

申告納税制度と比較して所得税の前取りであり、

納税面に不公平感をいだかせる

ことを挙げる向きがあり、また、源泉徴収制度の基盤となる徴収の確保の容易さ、 者のみを対立当事者と位置づけ、税の負担者たる受給者を当事者と捉えない建前に基因するものであり、 (2) 能率のよさは、 税務官庁が徴収義務 その意味から 納付、

法律上疎外されているという批判がなされる。具体的には、徴収義務者に無償で税額の計算、

徴収、

受給者は、

税の負担を課するものであり、憲法一四条(法の下の平等)にてらして、 支払調書の提出、年末調整等、源泉徴収に関する事務の負担を強いることはいわれのないものであり、憲法二九条 産権の保障)にてらして、また所得税法の給与所得の諸規定が他の所得者にくらべて給与所得者に著しく不公平な所得 違憲無効とする見解も散見された。 (注6) (財

法律関係をどのように分析しうるかにかかっているといえよう。 これらの短所とされる点なり批判を、どのように受けとめるべきかは、すぐれて源泉徴収制度の機能と関係当事者の

- (注1 (注2) 所得税法及び法人税法の整備に関する答申(昭和三八年一二月)七〇盲 林大造「所得税の基本問題、昭和四四年版」二三七頁以下を参考とした。
- (注3) 税務行政主要統計集、昭和五一年版、一八頁 昭和五一年度税制改正の要綱、租税及び印紙収入予算の説明三頁以下

往4

- 六巻二号二一二頁、税務訴訟資料三二号五五○頁)は、これをしりぞけている 憲法二九条を基礎とする徴収義務者の主張に対し、最高裁判決(昭和三七年二月二八日大法廷言渡、 最高裁判所刑事判例集
- (注6) 憲法一四条を基礎とする受給者の主張に対し、京都地裁判決(昭和四九年五月三〇日言渡、行裁例集二五巻五号五四八頁)

一、源泉徴収制度の基本的な構造

度の下における当事者の権利救済の方式手続についても多様な議論の展開みられるが、その議論の分かれる原因は、 係と著しく相違しているが、この制度をどのように理解し整序するかについて定説をみるに至っていない。源泉徴収制 ね さきに触れたとおり、源泉徴収制度は、国、徴収義務者及び受給者の三者構造がとられている点で、他の租税法律関 右制度の法的認識の相違に由来するといえるだろう。 概

五年一二月二四日になされた最高裁判決(以下「四五・一二・二四最高裁判決」という。)を手がかりとして、右制度(str) と支払請求、確定申告との関係、 の骨かくをなす納税義務の主体、 そこでここでは、一で述べた制度の概要を承けて、所得税の給与所得にかかる源泉徴収制度に焦点をあわせ、 還付又は充当の面から、その法的な基本構造を検討することとしたい。 約税義務の成立、約税義務の確定と納税告知の性格、徴収義務と納付義務、 税の控除 昭和四

制度の骨かく

所得税源泉徴収制度の骨かくを形づくっている事項は次のようなものである。

- (I) 源泉徴収所得税について、これを徴収して納付する義務は、納税義務である(通則法一五条)
- (2) 源泉徴収所得税の納税義務は、所得の支払のときに成立する(同法一五条二項二号)

- (3) 源泉徴収所得税は、 | 納税義務の成立と同時に特別の手続を要しないで確定する(同法一五条三項二号)
- **(4)** 徴収義務は、 源泉徴収をすべき所得を支払う際法定の所得税を徴収し、法定の期限までに国に納付しなければな

らない

(所得税法一八一条以下)

- 徴収義務者が源泉徴収所得税を納付しなかったときは、税務署長は、徴収義務者から納税告知により 徴 収 する
- することができる(同法二二二条) (同法二二一条) 徴収義務者は、 源泉徴収をしていなかった部分の金額をその後の支払分から控除するか又は受給者に支払を請求
- を控除する(同法一二〇条一項) 確定申告をすべき受給者は、その申告に当って源泉徴収の対象となる所得を加算し、かつ、これに対応する税額
- に納付があったものとみなされる(同法二二三条) 徴収義務者により源泉徴収所得税が徴収されたときは、受給者に対する還付又は充当については、納付すべき日
- 2 納税義務の主体
- 律の規定により国税を納める義務がある者をいうこととなり、従って、源泉徴収義務者もこれに包含される。(注2) れを徴収して国に納付する義務を含むことを明らかにしているから、右義務の主体となるべき納税者は国税に関する法 この結果、所得税の源泉徴収について徴収義務者が納税者たる地位において国との間の租税法律関係の手続形成に参 通則法は、国税を納付する義務を納税義務として規定しており、 納税義務には、 源泉徴収等による国税について、こ

る。 加することの反面、 ここに源泉徴収制度の際だった特色がある。 源泉徴収所得税の負担者である受給者は、 右法律関係における当事者として顕われない 結果とな

して受給者から徴収することを認めていない。 る所得税額は、 の所得税を納付しなかったときは、税務署長は、 すなわち、所得税法1111一条は「第一章から前章まで(源泉徴収)の規定により所得税を徴収して納付すべき者がそ あくまで源泉徴収の方法により、 その所得税をその者から徴収する。」と規定しており、 徴収義務者から徴収する仕組みとされており、 申告納税の方法に代替 源泉徴収に係

ず、 にはならない」ここに掲げられた二つの事例が源泉徴収所得税の納税義務の主体を余すところなく物語っているといえ(セルョ) 収を受けなかった受給者が他の所得の関係等から確定申告を必要とする場合である。 はや支払者よりの徴収は期待しえない。しかも、 産を失い、または解散により法人格を喪失して残余財産が処分されるに至った場合である。この場合、 る事例として、次の点をあげることができる。 なる場合においても受給者に対しその履行を強制し追及することはありえないことを意味する。この関係を端的に物語 このように、源泉徴収に係る納税義務は、徴収義務者が直接国に対して負う結果、税務官庁は、右義務についていか 「源泉徴収をされるべき所得税の額」が控除される(同法一二〇条一項五号)のであって、受給者が源泉徴収を受け または徴収額に不足があるときでも、 綜合課税主義、 累進税率により、所得額と税額とを申告するのであるが、そこにおいて計上される税額から 源泉徴収もれの税額が、 「その一は、源泉徴収を怠った支払者が、その後、 受給者に対する直接の追及はなしえないのである。その二は、 確定申告を機会に、 確定申告は、歴年末を基準として、 受給者から直接徴納されること 倒産その他により財 課徴権者は、 源泉徴

よう。

3

およそ租税債権は、成立、 確定及び履行という過程を経て、その満足がえられることとなるから、 確定は履行の、

ま

た成立は確定のそれぞれ論理的前提をなす。

の成立及び確定がなされなければならない。

を負うことにほかならないから、少くとも法的には受給者が受忍義務を負う以前において、源泉徴収所得税の納税義務 ところで、源泉徴収義務者が給与を支払う際所得税額を徴収することは、その反面受給者が源泉徴収を受忍する義務

立する旨規定していることは、 しなければならない(一八三条一項)旨規定し、この規定を承けて通則法は「所得の支払の時」を以て右納税義務が成 八条第一項(給与所得)に規定する給与等……の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収」 得税の納税義務が成立することは明らかである。所得税法が源泉徴収義務について、「居住者に対し国内において第二 のであるが、 納税義務は、 源泉徴収所得税は、 通常、 正に事理当然の事柄というべきである。この点については異論をみないところである。 納税者、課税物件、 徴収義務者において給与の支払の際課税要件を充足するから、その時点で源泉徴収所 課税標準及び税率から成る課税要件が充足することにより成立する

4 納税義務の確定と納税告知の性格

'n Ę 納税義務は、 具体的に何時、 租税法に定める課税要件を充足することにより自働的に成立するが、これはいわば抽象的な存在である いくばくの租税を納めるべき関係が定まるかが租税法上明らかにされなければならないものであ

り、これが納税義務の確定の問題である。

ずから算出し、支払額から徴収して納付することを建前とする。 るものとされている(通則法一五条)。 従って、 徴収義務者は、右により自働的に確定した税額を、法令に基づいてみ 式における納税申告又は更正決定等納税者又は税務官庁のする確認行為のような行為なくして納付すべき税額が確定す 義務を負うが、当該納税義務は、右所得の支払の時に成立し、しかもその成立と同時に特別の手続、例えば申告納税方 源泉徴収の対象となるべき所得の支払がなされたときは、徴収義務者は、法令の定めるところに従って所得税の納税

そして、右の構成は、法律の規定をまつまでもなく源泉徴収制度の当然の前提として法の予定するところであるとい

処分であって、課税処分ではないということになる。(注6) 告知一般の場合(賦課課税方式における特別なもの(通則法三二条三項かっこ書)を除く。)におけるそれと同様徴収 徴収義務者に対する納付下命行為としての履行の請求にほかならない。換言すると、源泉徴収に係る納税告知は、 発する納税告知について、その性格をみると、当該納税告知は納付すべき税額を確定させるものではなく、税務署長の 右のような観点から、徴収義務者が所得税を徴収せず、又は徴収した税額を納付しないことを原因として税務署長が

このような見解に対して、次のような批判がなされる。

次的には徴収義務者の判断に基づく徴収により、第二次的には税務官庁の判断に基づく不納付額徴収の納税告知により て租税債務の具体的な金額は、法律上の決定ないしは自働確定の論理で明白だとされるはずのものではないとし、第一 徴収納付義務の成立は自働的であり、かつ、その成立している内容は客観的なものであるが、 納税義務の確定につい

Л

というべきである。 あるときは、納税告知によって租税債務が確定するものであり、当該告知は賦課手続の最終段階をなすとするものがあ 付すべき税額の確定としての性質を持つとするもの、徴収義務の存否や範囲について国と徴収義務者との間に不一致が(stab) 決がある。さらに、右見解を基礎としながら税務署長のする源泉徴収所得税額の納付行為の受理が納税告知と同様に納 納付すべき税額が確定されるというのである。この系譜に属するものとして、通則法施行前の事案につき、東京地裁判(注8) また、源泉徴収に係る納税告知の性格を課税処分に準じて考える余地がありうるとするものも、 右と軌を一にする

ŋ することが手続の安定と紛争を解決する視点から、是非とも必要なのではないかとの素朴な疑を払拭し去ることができ 上具体的に履行すべき税額が一見して明確にされているとはいえないところからすると、それを具体化する手続を存置 庁が租税徴収手続を形成する上において、納税義務は客観的な存在ではあるが、それが観念的、 しも不可能ではないと思われるが、かりに納税告知には、そのような性格を有しないとしても、 認識判断の過程の評価いかんによって、納税告知のなかに更正・決定と同様納税義務の確認的性格を見出すことは必ず 意する結果となる点で傾聴に値する見解というべきである。また、構造上、源泉徴収所得税債務がいく ばく で あるか これらの批判は、機能的には源泉徴収段階における徴収義務者等の争訟の提起を容易にし、その権利擁護に周到に配 その事実関係を踏えた要件事実の認定とそれに対する法律の適用をまって具体的に明らかになるはずの もの で あ 徴収義務者又は税務官庁がこれを認識判断することによって徴収し、又は納税告知を発することとなる。これらの 徴収義務者又は税務官 抽象的なものである以

現行の源泉徴収制度は観念的に割り切り過ぎているのではないかとする雄川一郎教授の指摘は、(はに) 前述の事項にてらし

て正鵠を射ていると考える。従って、 前掲の批判は、 源泉徴収制度が納税義務の自働確定論によって構築されている現

せるためには、法律上何等の手続を要せずして確定しその納税義務の履行適状に置くべく、源泉徴収の対象となるべき 行法の建前とは別に、立法上の指標として吟味に値するというべきである。 納税義務の自働確定は、源泉徴収制度の骨かくをなすものであるが、これにより源泉徴収手続を円滑に進行さ

が配当等(所得税法一八一条)に該るかどうか、弁護士に対する実費弁償としての金員の支払が弁護士報酬 の相違をきたすようなものは、およそ自働確定になじまないと考えなければならない。たとえば、いわゆる株主優待金 務者において、 事項とその範囲が明白性を備えたものであることがまず以て要請される。つまり、源泉徴収義務の主体たるべき徴収義 源泉徴収の要否とその範囲が不明確であったり、そのことについて徴収義務者と税務官庁との間に見解 (同法二〇

うものが少なくなく、従って、認定賞与は源泉徴収の範囲を不明確にするものであり、結果が一義的でないとの批判を(注1) 四条一項二号)に該るかどうかは、それなりの判断を必要とするものであって、既に訴訟の対象となったところである またいわゆる認定賞与における認定の基礎となる事実の存否及びその経済的利益の評価額について困難な判断を伴

生じている。

かんがみると、所得税源泉徴収の対象の拡大には慎重に対処する必要があると考える。 る等の方法によって、 これらの問題点を踏えて、各種具体例の処理の積重ねにより類型化して、これを徴収義務者及び受給者に周知 明白性を担保しうるよう配意すべきものであり、また、右のような問題点をかかえている現状に

なく、徴収処分であるとすると、納税告知は徴収義務者に対する関係において国税徴収手続の第一段階をなし、 以上みたように、 源泉徴収に係る納税告知が税務官庁による納税義務の存否・範囲を確定する意味での課税処分では 滞納処

八九

ところである。 について何等の効力を生ずるものでないといわなければならない。この点は、四五・一二・二四最高裁判決の判示する(注15) 分の不可欠の前提となる効果を生ずるが、納税告知の性格の故に受給者に対する関係においては、 納税義務の存否範

5 徴収義務と納付義務

は、徴収した所得税の納付義務を負担する立場に置かれる。 徴収義務者は、 所得税法上、所得の支払いの都度所得税の天引徴収を義務づけられており、 他方国との関係において

則法四〇条)、 えんである。従って、徴収義務者は、源泉徴収所得税をその固有の租税債務として自己の有する総財産を以て担保すべ 条、六八条三項)、 きは、税務署長からその履行を迫られる(所得税法二二一条)、イ 旨規定しているところからも自ら導き出される結論であって、 徴収義務者が国に対して納付義務を負担することは、租税法上、 ウ 포 法定納期限まで に 右税を完納しないときは、 不納付加算税又は重加算税が課される (通則法六七 右税を徴収して納付しなかったときは、 通則法が、徴収義務者を端的に納税者と捉えているゆ 不納付犯として刑事訴追される(所得税法二四〇条) 徴収義務者が、ア 右税を完納しないときは、滞納処分を受ける(通 源泉徴収所得税を納付しないと

ないといわなければならず、それ自体公金を意味しないこととなる。 を問題とする向があったが、これは、租税として国のために控除し、 このようにみてくると、従来、徴収義務者が所得の支払の際徴収して国に納付するまでの間、その金員の法的な性質 かつ、国のために保管の責に任じているものでは

きこととなる。

前述のとおり徴収義務者が徴収した金員が公金を意味しないと考えるならば、 なお、 従来徴収義務者の性格をめぐって、いわゆる徴収機関説、 事務管理説及び法定代理人説の対立がみられたが、(註19) も早このような角度からの徴収義務者の

6 徴収義務者が行う控除又は支払請求について

位置づけは、

法解釈上格別の意味を持たないといわなければならない。

受給者に支払うべき他の債務から所得税として源泉徴収をすることができることは、これら租税債務の負担者が受給者 税相当額について受給者に対し求償権の行使をなしうること、及び徴収義務者は、右の徴収又は納付の時以後において であって、徴収義務者ではないところから当然であり、この点異論をみない事柄である。 徴収義務者は、 源泉徴収に係る所得税を国から徴収され、又は期限後に納付するなど、その自己資金で納付した所得

7 受給者のする確定申告との関係

にあるのかについて、 他方右給与等の所得につき源泉徴収をされた、又はされるべき所得税の額は、算出税額から控除する方式がとられる。 申告の義務を負うのであるが、この申告に当っては、当該給与等の所得は他の所得と併せて課税総所得金額を構成し、 所得税法上例えば、 源泉徴収段階で徴収・納付された所得税額を申告納税の段階であらためて取り込んで再計算する意味が那辺 給与等の金額が一千万円以下であっても、二十万円を超える他の所得を稼得した受給者は、 両者の相互法律関係の面と、 再計算を迫られる機能の面の双方から検討しておくことが尓後の問 確定

題点を解明するために必要となる。

周知のとおり所得税の確定申告においては、歴年末を基準として年間における所得(年税主義) につき、 原則として

そのすべてを綜合して計算(綜合課税主義)した上、 納付した税額を差し引くという過程を経て納付すべき税額が確定することを建前としている。(チロワ) 税率(累進構造)を適用して税額を算出し、 このため、 その額から既に別途 受給者につい

て源泉徴収の対象となるべき給与所得もすべて計上し、それに対応する源泉徴収税額を控除することとされ、

これによ

綜合課税主義及び税率の累進構造の故にあらためて再計算されることとなる。

右のような再計算が行われることにてらすと、受給者が負担すべき源泉徴収所得税相当額が、経済的にみて年間の所

り年税主義、

間において予納・前納の関係にあるとか、又は綜合して再計算することが清算手続を形成するという必要性はない。確 階とは、それぞれ固有の領域において独立してそれぞれの機能を果すべきものと考える。従って、 得税納税義務の予納ないしは前納としての機能を有することは否定できない。しかしながら法的には、源泉徴収所得税 源泉所得税債務と申告所得税債務には同一性がないことは自ら明らかである。換言すれば、源泉徴収段階と申告納税段 -源泉所得税債務——と、申告所得税 -申告所得税債務――とは、その債務者が異なっている一事を以てしても、 異なった債務の相互

計算関係としての意味を有するにすぎない。このようにみてくると、確定申告における計算関係には、源泉徴収所得税計算関係としての意味を有するにすぎない。このようにみてくると、確定申告における計算関係には、源泉徴収所得税 定申告段階における源泉徴収所得税関係の合算という形での再計算は、あくまで受給者の申告所得税を算出するための の過不足それ自体を調整する機能を見出すことはできないのである。

あって、 ところで、受給者は、確定申告に当たり給与等の所得の範囲については、正当と信ずるところに従って計上すべきで 当該年中において現実に源泉徴収の対象とされたものかどうかは問うところではない。 もっとも実行上は、

泉徴収の対象とされた所得の範囲と確定申告の内容をなす所得の範囲との間に開差を生じないのが通例であるが、

ても は 税者たる徴収義務者に対する関係で重複して同様の調整がなされなければならない結果となる。その不合理であること 者のした徴収税額の不足部分又は過大部分について、 段階で徴収義務者により現実に誤徴収された所得税額(正当に徴収されたものは問題を生じないから、それをこの論議 明らかである。また、 定申告の内容を拘束するものでないことは、 に持ち込む必要はない。)を確定申告の税額の計算過程に導入すれば、源泉徴収段階における源泉徴収税額の過不足 された」とは、 の「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」とは何を指すかが問題となる。文理に則して考えると「源泉徴収を 上確定申告時点でこれをみると、源泉徴収の対象となったか否かは単に歴史的な事実であるにとどまり、 このようにみてくると、 当該申告を通じて精算される結果となる。すなわち、確定申告の段階で、両債務の調整を認めることは、 確定申告を機会に、 若しそれを許容すると、 源泉徴収に係る所得税は徴収義務者を通じてのみ徴収され、受給者に源泉徴収もれの所得がある場合におい 源泉徴収の段階で現実に徴収されたものを指称するとの見解がありえよう。この見解に従い、 申告段階における控除項目としての源泉徴収税額の範囲も、 申告段階における控除項目としての源泉徴収税額の範囲に関し、 受給者から徴収されるということにはならない旨みたところであり、また、 国は、受給者に対する関係で源泉徴収所得税の過不足の調整を迫られるだけでなく、 さきに述べた源泉徴収所得税に係る納税義務の自働確定の性格に徴すると 国は直接受給者との関係で徴収し、 もとよりこれと同様に考えられる。 又は還付することにほかなら 所得税法一二〇条一項五号 源泉徴収と申告 その事実が確 源泉徴収 徴収義務

い わなければならず、従って、 これらの諸点を綜合すると、 申告所得税を計算するに当って控除さるべき源泉徴収税額は、法律上何が正当であるか 法は、 誤徴収に係る源泉徴収税額を確定申告の計算に取り込むことは予定していないと 納税の租税債務の同一性の側面から論証したところである。

ことができる。(注19 20) によって決定されるのであって、 源泉徴収段階で現実にいくばくの税額が徴収されたかは問うところでないと結論する

8 還付又は充当についてのみなす納付

果、控除不足額を生じたときは、これを申告者に還付することとされている(所得税法一三八条一項、なお、税額の還 のである。) 付原因は、もとより源泉徴収段階の徴収義務者による誤徴収にあるものではなく、綜合課税主義をとることに基づくも 受給者のする確定申告において、給与所得を他の所得と合算して税額を算出し、そこから源泉徴収税額を控除した結

がないところからすれば、それが不合理であることは明らかである。 申告による還付を受けることができないはずであるが、しかし、税額納付のないことについて受給者に何等の帰責事由 項)こととなる。この理によれば、所得税を徴収した徴収義務者が、当該税額を国に納付しない間は、受給者は、確定 とを前提とするから、その納付がされていない部分の税額に相当する金額は還付することができない(同法一三八条) ところで、国税の還付は、還付金又は過誤納金があることが要件であり。そのいずれもが国に対して納付済であるこ

義務者がその所得税を国に納付すべき日 ったものとみなす建前(同法二二三条)がとられており、それにより、当該部分について還付又は充当が可能となるの そこで、受給者のする確定申告の結果、徴収義務者のする徴収済の源泉徴収税額の控除不足額を生じたときは、徴収 (徴収の日がその納付すべき日後である場合には、その徴収の日)に納付があ

である。

こめような建前がとられる理由は、還付又は充当の要件が国に納付したことを当然の前提とすることに由来するもの

であって、源泉徴収制度の本質的な構造に関するものでないことを指摘しておきたい。

いずれにしても、この点については格別の異論をみないところである。

(注1) 徴収義務者が同条一項一号の「納税義務がある者」に該当し、その結果、同項三号により徴収義務者とその掲記の法律関係に 意味では両法の規定を同じくする。それを論ずる実益は、同法二三四条に規定する当該職員の質問検査権行使の対象に関し、 最高裁判所民事判例集(以下「民集」という。)二四巻一三号二二四三頁以下、(なお、税務訴訟資料六二号一五頁以下) この点通則法にとどまらず、所得税法においても、源泉徴収義務を納税義務としてとらえており(同法二章、六条)、この

(注3) 可部恒雄「最高裁判所判例解説」法曹時報二三巻一〇号二八二八頁以下

ある者又はあると認められる者にも質問検査権が及ぶ点にある。

- (注4) 可部恒雄「前掲書」二八三九頁は、「受認義務」としての表現に言及している。
- (注5) 四五・一二・二四最高裁判決「前掲書」二二五二頁

対象とする必要からなされたもので、右処分の性格について必ずしも十分な吟味がなされたものではないということになろう はずである。従来下級審の裁判例のなかで約税告知を確定行為としてとらえたものがあるが、それは、納税告知処分を争訟の みることとなろうが、もしそうであるとすれば、この理は通則法の制定(昭和三七年四月)の前後によって径庭を異にしない この点右判決のいう如く、通則法一五条の規定をまつまでもないと解すれば、源泉徴収制度それ自体から要請される法理と

ないと考えられているものと思われる。 確であるため、申告や処分等を介在させずとも納付すべき税額が具体的に明らかであり、租税法律関係の安定を害することも いずれにしても、特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税については、それらの課税要件が通常一義的に明

- (注6) 四五・一二・二四最高裁判決「前掲書」二二五四頁
- (注7) 忠佐市「租税債務過程の理論(第三部)」法学新報八○巻六号六九頁以下

- る税額分の徴収を告知するのであって、この場合には税務官庁の右判断は徴収義務者の判断に常に優先し、税額はこれに基づ 三条第一項に基づき国税徴収の例にしたがって国税徴収法第六条の規定により徴収義務者の徴収納付にかかる税額では不足す 一応具体的となるが、税務官庁が右徴収義務者により徴収納付せられた税額を不相当とするときは、税務官庁は所得税法第四 税額を源泉で徴収しこれを納付する方法をとっている故に、かかる源泉所得税の納税義務は右徴収義務者の徴収納付によって 得税法上所得税源泉徴収の対象とされている所得の支払をする際に所得税法の規定に則って自己の判断に基づき算定した所得 九頁、本判決は次のとおり判断している。「一般に源泉徴収所得税は、その徴税の技術として源泉徴収義務者が配当所得等所 いて確定するものと解せられる」 昭和三六年四月六日言渡、行政事件裁判例集(以下「行裁例集」という。)一二巻四号七六〇頁、税務訴訟資料三五号二六
- (注9) (注10 前揭注9判決、行裁例集一二巻四号七六〇頁、稅務訴訟資料三五号二六九頁 渋谷達紀「租税判例研究」ジュリスト四六四号一四二頁
- 山田二郎「最新判例批評」判例評論一四八号一一九頁、なお新井隆一「昭和四六年度重要判例解説」ジュリスト五〇九号三
- (注12) 雄川一郎「源泉徴収に関する争訟」租税法研究二号一五三頁
- (注 13 株主優待金につき、昭和三五年一〇月七日最高裁判決民集一四巻一二号二四二一頁、税務訴訟資料三三号一一八九頁 弁護士報酬につき、昭和三九年一○月一二日岐阜地裁判決行裁例集一五巻一○号二○二頁 税務訴訟資料三八号六七三頁
- (注15) 可部恒雄「前掲書」二八三八頁、雄川一郎「前掲書」一四一頁、山田二郎「租税判例研究」税務事例一九七一年一月号五頁 「前掲書」二二五三頁
- 頁、法定代理人説をとるものとして、中山治三郎「源泉徴収義務者の法的地位を論ず」税法学一三○号一五頁がある。いずれ も徴収義務者の法的役割の一面をとらえているが、これによりその全体を律することはできないと考える。 徴収機関説をとるものとして、租税法研究会編「租税徴収法研究上」二九四頁、事務管理説をとるものとして、同上二九七
- 可部恒雄「前掲書」二八二八頁
- この点について、最高裁判所行政局は、申告納税段階において源泉徴収所得税額を掲げるのは参考にすぎないとの見解を示

いる(行政局第三課長発言、行政裁判資料第三二号一八八頁)。

これに類似する案件として次のものがある。

更正処分を目的とする取消訴訟において、納税義務者の提起した上告に対し最高裁判決は、「上告人の不服は、要するに、所 がいくばくかということ(本件減額更正)と、当該資産に係る譲渡所得の計算上取得費を構成する資産再評価額と は 切 り 離 得金額の決定が不当であるという点にあるのであるから、上告人としては、右所得金額に関する処分について争訟を提起すべ 渡所得を計算する建前(昭和二八年法律第一七五号による改正前の所得秘法一○条の四第二項)のもとで、右再評価額の減額 額は法律上何が正当であるかによって決すべきことを前提としていることが看取される。 渡、民集一五巻一一号二六三七頁、税務訴訟資料三五号八八二頁)。 この最高裁判決によれば、 資産再評価法上資産再評価額 きであって、再評価額の増額のみを求めて争うべきものではない」として当該訴の利益を否定した(昭和三六年一二月一日言 より法律上当然に再評価が行われたものとみなされ、同条所定の算定方法に則った再評価額を取得費等として、その土地の譲 資産再評価法にいわゆる基準日において個人の所有する土地につき、その以後に譲渡があった場合においては、同法九条に `後者は資産再評価額の更正といういわば歴史的事実を取り込むのではなく、それとは別個に譲渡所得の計算上資産再評価

ものといわなければならない。 は、過少な源泉徴収を申告行為を介して受給者から直接徴収することまで肯定するとは到底考えられず、従って、中途半端な 合を取り込むことを想定する見解があるとすれば、それは、源泉徴収が過少である場合と平仄を欠くことと なる が、 右見解 「源泉徴収をされた……所得税の額」の範囲に関して、受給者の権利救済をはかる見地から、過大な源泉徴収が行われた場

三、源泉徴収制度の下における徴収義務者及び受給者の救済

源泉徴収関係において、当事者たる地位を有する徴収義務者及び受給者の相互間及びこれらの者と税務官庁を含む国

たい。 は 関係が必ずしも明確に位置づけされていないことから、解釈論としても種々論議のあるところである。そこ で こ こ で 、二において検討した源泉徴収制度の基本的な構造についての法的評価を踏まえて、 事柄の性質上、まず一般的な争訟の目的と機能及びその基本的な成立要件をみ、 において、 いかなる救済が予定されているのかは、 実定法上明文の規定を欠いていること、及び右三者間の法律 この救済の形態を探ることとし 次いで本題の検討に入ることと

1 争訟の目的及び機能

又は訴訟のみちが開かれており、これらの方法により、国民の権利利益の救済がはかられることはいうまでもない。 行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、 国民に対し行政庁を相手方とする不服申立て

このうち、 行政処分の取消訴訟の機能や目的に関する判例・学説について、原田尚彦助教授は、 次の四種に分けてお

- 利享受回復説 現に国民の権利享受を妨げている違法な行政処分の効力を排除して権利享受を回復させることにあるとする「権
- え当該利益が権利とはいえなくても、 行政処分が国民の利益の保護を顧慮する強行法規に違反して、 取消訴訟の提起を可能とする「法律上保護されている利益救済説」 関係国民に不利益を及ぼしている場合には、 たと
- 益であれ事実上の利益であれ、広く訴えの利益の要件を充すものとする「保護に値する利益救済説」 行政処分の違法を争う者が、その効力を否認するにつき実質的な利益をもつ限りは、それが、法律の保護する利

取消訴訟を個人の利益保護のためだけの手段にとどまらず、行政処分の適法性維持機能に求め、 当該処分が裁判審査の可能性なく確定することを極力排除して、裁判審査の可能性を確保すべきものとする 係争処分の性質

処分の適法性保障説

者については法律上保護されている利益救済説を以て通説判例とされている。 右の各説のうち後者になるにしたがって訴訟提起につき法律上の利益を有する者の範囲が広まる結果となるが、 その

否をも審理の対象となしうるほかは、前述の点に関し、基本的には取消訴訟の場合と異なるところはないと考える。 行政処分についての不服申立てにおいては、その申立ての目的となった処分の違法性のみならず合目的性の存

2 争訟の成立要件

税徴収法五五条) ぼす法律上の効果を生ずるものであることを必要とする。従って、公売予告通知又は質権者等に対する差押の通 対象とはなしえない。また、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為によって、直接国民の権利義務に影響を及 の如き法的効果を伴わない行為、又は上級行政庁から下級行政庁に対する通達の如き行政組織の内部的行為は、 まず争訟を提起するためには、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為が存在することを必要とする。 争訟が成立するための要件として、まず、不服の内容が争訟の対象となる適性を備えていることが挙げられる。 行政庁が行う物納財産の売払の如き私法上の行為、予定納税基準額の通知(所得税法一〇六条)のような観念の通知(ほご) の如き行政庁の行為は、 争訟の対象とはなしえない。 争訟の 従 国

九九

争訟が成立するための要件の二は、処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限られることが挙げられ

る。

分が名宛人に利益に働く場合には、当該名宛人に申立適格が認められない。従って、税務署長の職権による減額更正処分 (注3) (通則法二四条・二六条) については争訟を提起することができない。 この点について、行政処分が、その名宛人に不利益に働く場合は、当該処分の名宛人は申立適格を有するが、

行政処分の名宛人以外の者、例えば、当該処分につき自己の権利又は法律上の利益を侵害された第三者にも

立適格が認められる。従って、差押えに係る財産についての抵当権者は、当該処分について申立適格を有する。 争訟が成立するための要件の三は、行政処分を取り消す現実の必要があり、取消しの決定、裁決又は判決によって権

利救済の目的が現実に達成される見込みのあることを要する。

かったものと考えられる。次に、争訟の申立ては、例えば所得の種類の更正(所得税法一五四条一項)(注4) く されても、 訟において、それが翌年分の予定納税の基準日を経過した後は争訟の意味をなさない場合のように、行政処分が取り消 前提として生じた法的効果を全面的に除去しようとする側面を強調する有力な見解を基底において、 を将来に向っての違法状態の排除ないしは回復をはかるにとどまらず、違法状態を遡及的に排除し、 5 て回復すべき法律上の利益を有する者」には訴の利益を認めその原告適格を肯定しているが、これは、 この点について、行政庁が処分を取消し又は撤回した場合には、そのことにより当該処分の効力はもはや存しないか あらためて当該処分の取消しを求める必要はないとされている。もっとも、行政事件訴訟法九条は右見解よりも広 「処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによっ 申立権者に何らの実益をもたらさないときは、これをすることができない。 過去の違法状態 立法的な解決をは を対象とする争 取消争訟の機能

にあるものでなければならない。同一事件を超えて将来類似の違法処分が繰り返される危険を予防するための取消争訟 的利益の主張についても訴の利益が肯定されようが、ただ、その利益は、争訟の本質上、係争処分と直接的な因果関 争訟の機能ないし目的を広く解する立場から、 将来の不利益処分の回避とか、 期待権の保護など、 いわば将来

手段が他に存する場合、例えば国家賠償の請求の前提としての取消訴訟の提起又は通常の民事訴訟で目的を 達 する こ 処分の取消しを求めるにつき保護に値する利益が認められるとしても、その救済のためにより直截的な争訟

などは認められない。

とのできる利益を確保するため提起する取消訴訟は、いずれもその利益を欠くものとして認められないこと 一般で あ

3 徴収義務者の国に対する争訟手続

る

であって、その納付の方法は、自主的な納付に基づくものと、 そこで徴収義務者の権利保護の手段としての争訟について考察する。 徴収義務者は、 国に対して、 所得の支払の際所得税を徴収してそれを納付することを軸とした法律関係を生ずるもの 税務署長の行う納税告知に基づくものとがある。

徴収を誤り、 の還付を求め、又は国を相手方とする不当利得返還請求訴訟を提起することができるのかどうかが問題となろう。 徴収義務者は、受給者に対して所得を支払う際、所得税額を徴収し、その残額を支給することとなるが、右源泉 過大に徴収してこれを国に納付した場合等において、徴収義務者は、 国に対して、右税額に相当する金員

国税として納付された金員について、それに対応する確定した租税債務が存在しない場合には、 国は、 これを収納し

うる法律上の原因を欠くのであるから、不当利得の性質を有するものとしてこれを納税者に返還すべきこととなる。

理当然のことといえる。(注5) した者に限られるのであり、このことは、還付に係る根拠規定である通則法五六条において明言していないけれども事 このように、国税の過誤約を原因とする還付について、その請求をすることができる者は、もとより当該国税を納付

知が課税処分たる性質を有せず、単に徴収手続を形成するものである以上、そのいずれによるにせよ不当利得返還請求 意納付に係るものであると納税告知に係るものであるとによって、その適用を異にするものではないと考える。納税告 できる者は、還付請求権を有する徴収義務者に限られると解すべきである。この理は、国税の過誤約を生じた原因が任 還付請求が不当利得返還請求の性格を帯びるところから、その延長線上に在る不当利得返還請求訴訟を提起することの してみると、源泉徴収所得税の過誤納につき還付を請求することができるのは納税者たる徴収義務者であり、

不存在確認訴訟を提起することができるのかどうかが問題となろう。 について、先例に徴し、徴収義務者と税務官庁との間で見解の相違が見込まれるときは、国を相手方として、租税債務 徴収義務者が受給者に対して金員の支払を行うにつき、所得税を徴収すべきかどうか、その範囲はいくばくか等

訴訟の提起を妨げる理由は存しないからである。

みることとなる。 およそ、原告が現在における権利又は法律関係の不存在を主張する訴は消極的確認の訴であって、この訴に対する本 訴訟物たる権利又は法律関係の現状を確定する確認判決であり、その既判力により当事者間の紛争が解決を

してみると、徴収義務者と国との間において、納税告知以前の段階でも、源泉徴収の内容、 範囲について見解の相違

力の結果、敗訴を免れないこととなる。その意味で源泉徴収関係における租税債務不存在確認訴訟は、 措いて他にありえないと考える。そして、この種訴訟の本案判決の既判力は、徴収義務者の源泉租税債務の範囲につい ないしは紛争が見込まれる場合に、それを有権的に確定する方法は、徴収義務者が提起する租税債務不存在確認訴訟を て生ずるものであるから、右訴訟で徴収義務者が敗訴したときは、国に対する不当利得返還請求についても、 課稅処分取消訴 その既判

法律関係を欠くこととならないかとの問題提起が予想される。 (注7) されていないところに債務不存在確認訴訟は成立しないのではないか、すなわち、確認の対象たる具体的な権利ないし この種の訴訟の提起を許容することについては、租税法律関係のうち課税一般について論ぜられる租税債務が具体化

訟とパラレルに考えることができるであろう。

存在しないのであるから、右の課税関係一般について問題とされる論議を、ここに顧慮すべき必要性はないはずである。 支払の時に徴収義務者に係る源泉租税債務が確定するものであって、他に申告ないし更正等納税義務の確定手続は一切 しかしながら、源泉徴収の納税義務は、いわゆる自働確定論によって構成されており、従って、徴収義務者の所得の

ことができるのかどうかが問題である。 徴収義務者が納税告知を受けることなく、自主的に源泉徴収所得税を納付した上、国に対して権利救済を求める

存在が不可欠の前提となる。そこで、徴収義務者が源泉徴収所得税を納付し、税務官庁がこれを受理、 行政処分と評価することができるとすれば、 既に述べたように、 徴収義務者が税務官庁を相手方として取消争訟を提起するとすれば、その対象となる行政処分の その面からは当該取消争訟の提起が可能となるわけである。 収納する行為を

この点について、税務官庁が徴収義務者の納付した源泉徴収所得税を収納する行為をとらえて行政処分の存在を肯定

した上、これにつき取消訴訟の成立を認めたケースがみられた。(註9・10)

右については、次のような論理から否定的に考える。

収納する講学上いわゆる準法律行為的行政行為の範ちゅうに属する受理行為に当らないといわなければならない。(タニコ・ユン) 行為と目すべきいわば窓口事務にすぎない。すくなくとも右行為は、徴収義務者の行為を有効なものと観念して受領 続の過程からみて、税務署長が所得税徴収高計算書等を受領する行為、又は徴収職員が収納する行為は、それ自体事実 為を了した後、源泉徴収税額が正当なものかどうかの調査確認がなされ、その結果、収納額が、正当額に満たない場合 は、領収済通知書及び所得税徴収高計算書を税務署長に送付する手続がとられる。税務官庁においては、受領・収納行 においては納税告知の手続が、また正当額を超える場合においては還付手続がとられることとなる。このような納付手 行う代理店を含む。)、郵便局又は源泉徴収税額の収納を行う徴収職員に手交する。日本銀行又は郵便局が収納した場合 源泉徴収所得税の納付手続は、徴収義務者が税額に納付書、所得税徴収高計算書を添えて、日本銀行(国税の収納を また、源泉徴収税額の正当性存否の調査確認は、納税告知又は還付の前提手続であるにしても、 それは税務官庁の内

部的行為にとどまる

ないというべきである。 国民の権利自由の侵害の可能性を有するものでなければならないから、単に行政庁内部の意思決定のみではこれに当ら いうのであるから、その行為は、 さきにみたように、争訟の目的となりうる行政処分は、国民に対し権利を制限し、 外部に表白されることが不可欠の要件であるし、また、いわゆる事実行為的処分は、 義務を課する効果を生ずるものを

(m) 徴収義務者に対する源泉徴収所得税の納税告知処分について、当該処分の名宛人である徴収義務者が当該処分を

不服として争訟を提起することができ、その争訟において徴収処分たる納税告知の手続違背を主張しうることはいうま で もない。 問題は、 この種の争訟において、 源泉徴収の対象となる所得の存否、 範囲を違法事由として主張することが

できるかという点である。

理から、 およそ、徴収処分と課税処分とはその目的を異にするが故に、 一般に徴収処分に係る争訟における取消事由として課税処分の違法を主張することは許されないと さ れ て い 課税処分の違法は徴収処分には承継されないとする法

る

なるから、救済としての意味が著るしく滅殺される結果を招来する。 続上の固有の瑕疵を争いうるにとどまり、受給者に対する支払所得の存否・範囲等処分の実体関係を争いえないことと 継をめぐる前記見解がこれに妥当するものとすれば、徴収義務者は、 ところで、源泉徴収に係る納税告知処分を対象とする争訟において、課税処分と徴収処分との間における違法性の承 納税告知を対象として争訟を提起しても、

知処分は徴収処分としての性格を有するところからすると、 しかしながら、 源泉徴収所得税のように自働的に税額の確定する国税にあっては、 違法性承継の法理の適用を論ずべき利益ないし必要性はな(#エラ) 課税処分は存在せず、 また納税告

ر\ ه .

れるものであるから、 成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額)がいくばくであるかについての税務署長の意見が初めて公にさ 「源泉徴収による所得税についての納税の告知は、 さらに、 **納税告知の前提となる納税義務の存否・範囲の違法の主張の適否について、四五・一二・二四最高裁判決は** 支払者がこれと意見を異にするときは、当該税額による所得税の徴収を防止するため、異議申立 前記により確定した税額(筆者注、 所得の支払の時に成立し、 その

る。 るべきものは存しないからである」と判断しているが、異論のないところである。(#18) 告または税務署長の処分によってなされるわけではなく、支払者が納税義務の存否または範囲を争ううえで、障害とな 納税の告知の前提となる納税義務の存否または範囲を争って、納税の告知の違法を主張することができるものと解され てまたは審査請求 けだし、 右の納税の告知に先だって、税額の確定(およびその前提となる納税義務の成立の確認) (法七六条・七九条)のほか、抗告訴訟をもなしうるものと解すべきであり、この場合、 支払者は、 が、納税者の申

在を理由とする旨の説明を付加する見解があるが、納税告知に係る争訟に関する限り、違法性の承継の法理が適用され(ほび) 税処分に準じて考える余地があるとか、納税告知が徴収処分であることを肯定しながらも、なおそこに特殊な性質の存 のような説明の必要性はないと考える。 ないこと、その他納税義務の存否範囲について違法原因となしえない事由が存在しないことにてらすと、 なお、この問題に関連して、源泉徴収に係る納税告知の性格につき、前述のとおり課税処分そのものではないが、 実際上敢て右 課

受給者の国に対する争訟手続

4

収義務者が国に対してなす争訟手続に関与する方法について考察する。 く受給者である。そこで、源泉徴収段階における受給者の権利保護の手段として、受給者が、直接国に対して、又は徴 徴収義務者に対して、所得税の源泉徴収を受忍する義務を負っているが、この税の負担者はいうまでもな

所得税の源泉徴収に不服のある受給者は、 国に対して、 源泉徴収税額の還付を求め、 又は不当利得返還請求訴訟

を提起することができるのかどうかが問題である。

手続との関連において検討したように徴収義務者に限られるのであるが、(は13) 源泉徴収所得税について、国に対する還付請求又は不当利得返還請求訴訟を提起することができる者は、右税の納付 右税について過徴収があった場合、 実体的

その部分は、 観点からは、 徴収義務者の賃金債務の不履行を意味する。 見受給者が損失を蒙った観を呈するが、子細にみると、過徴収は法律に違反して徴収したものであり、

対して還付請求又は不当利得返還請求訴訟を提起しうる立場にないといわなければならない。 損失を蒙ることにはならない。その反面、徴収義務者は、 負担することになるから、結局、 受給者は、賃金支払請求権に基づいて過徴収税額相当額の不払賃金請求権を取得することとなり、 徴収義務者が損失を蒙ったものであることに帰着する。この意味から受給者は、(註9) 右過徴収税額相当額を賃金として受給者に支払うべき債務 その結果 国に

使することができるのかどうかをみることにする。 次に、受給者は、 徴収義務者が国に対して有する還付請求権又は不当利得返還請求権を代位して (民法四二三条) 行

払を原因として、 求権を取得するが、他方、右と同一の事実関係のもとにおいて、 徴収義務者に対して不払賃金請求権を取得する関係にある。 受給者は、当該過徴収税額に相当する金員の給与の不

既に述べたとおり、徴収義務者は、源泉徴収所得税の過徴収を原因として国に対して還付請求権又は不当利得返還請

いと考える。 差押える方法により受給者が満足をうる方法とを想定することができるが、このいずれについても否定すべき理由は て有する不払賃金請求権に基づき、 そこで、徴収義務者が国に対して有する還付請求権又は不当利得返還請求権について、受給者が、徴収義務者に対し ただ、右不当利得が公的色彩を帯びるものと観念した場合、(註20) 徴収義務者に代位して行使すること、 又は右還付請求権又は不当利得返還請求権 公法上の権利関係については、 経済的利害

『整をはかるために機能する債権者代位権の行使はなじまないとして、その行使を疑問視する見解を生ずるかも知れな

下)に求めるか、 て一連の手続で律すべきであるとすれば、それは利益返還のための適用法規を、民法の不当利得の 規 定 (七〇三条以 ろはないと考えられる。若しその発生原因が公法関係によるものである以上、正義公平の見地から利益の返還まで含め 誤納金と評価される以上、 の意味を有しない。このようにみると、 しかし、国税の過誤納金は、納税者が租税債務の履行の意思のもとに納付された結果生ずるものであるが、それが過 通則法の過誤納金に関する規定(五六条以下)に求めるかの差を生ずるにとどまるもので、それ以上(tan) 租税債務とは無関係な金員と解されるから、過誤納金は私法上の不当利得と何等えらぶとこ 源泉徴収の過誤納に関する不当利得返還請求について、民法上債権者代位権の

行使を否定する論拠とはなりえないと考える。

するにしても、受給者は、当該行政処分を対象とした争訟を提起するについて、正当な地位にない点を併せて指摘して 律関係を発生きせるものでないから、 争訟の対象となりうる行政処分的性格を見出すことができないところから否定的に解すべきことは既に述べた。 政処分としてとらえ、 さらに、受給者と国との間における関係にてらすと、前述の如く源泉徴収段階において受給者は国との間に何等の法 源泉徴収義務者が所得の支払の際徴収した源泉徴収税額を自ら国に納付し、国がこれを受領・収納した行為を行 抗告争訟の対象とすることは、源泉徴収所得税の自主納付及びそれをめぐる手続関係において、 かりに徴収義務者の自主納付及びその一連の手続過程を含めて行政処分性を肯定

受給者は、 税務官庁が徴収義務者に対して行う納税告知処分について、 法律上利害関係を有する第三者として、

おきたい。

務に係る納税告知は、税額の確定した源泉租税債務につき、納期限を指定して徴収義務者に履行を請求する徴収処分に ると、受給者は、納税告知によって直接権利又は法律上の利益を害されることにはならず、従って、 すぎないことにてらすと、当該納税告知によって、法的には受給者の地位に何等の影響を及ぼすものではない。そうす(注2) して争訟を提起しうる第三者に当たらないから、その取消争訟の当事者たりえないといわなければならない。 所得税の源泉徴収に係る納税義務は、徴収義務者についていわゆる自働的に確定すること、 もっとも、受給者は事実上源泉徴収所得税相当額の負担を余儀なくされることとなるが、それにつ いて の 徴収義務者に対する右義 当該処分を対象と 救済手続

者に対して有する不払賃金請求権に基づき、これを代位行使(民法四二三条)することができるのかどうかをみること 次に、源泉に係る納税告知を対象として徴収義務者が提起する取消争訟について、前述の通り、 受給者が、

にする。

は

後述するように別途徴収義務者との関係において展開されるべきものと考えるのである。

権は か 意思にまかせるべき権利は、これを除外するところにあるといわれている。ところで、源泉徴収に係る納税告知の取消(注4) の権利関係には、 一三条一項は、債務者の一身に専属する権利は、債権者代位権の目的とはならない旨定めているが、その趣旨は、代位 債権者代位権は、 これにより明らかなとおり、代位する目的は私法上の権利に限られ、従って、納税告知の適否を争うが如き公法上 債権者が債務者の意思に関係なくその権利を行使する制度であるから、その権利を行使するかどうかを債務者の 債権者代位権はなじまないものと考えるべきである。かりに、この適用を肯定するとしても、 債務者が一般財産を保全する行為をしないときは、債権者が債務者に代ってこれをなす権利である(注23) 民法匹

使を肯定することはできない。 を求めるかどうかは、 納税者たる徴収義務者の意思にかかるものというべきであるから、 この面からも、 右代位権の行

受給者は、源泉徴収に係る納税告知を対象として徴収義務者が提起した不服申立てについて、参加人として参加

(通則法一○九条)することができるのかどうかをみることにする。

影響がある第三者が不服申立人になりえない場合の救済をはかるために設けられたものである。その機能においては、『注答》 不服申立て手続のもとにおける参加人の制度は、不服申立てについての決定・裁決の結果が、直接自已の権利関係に

き、その者の権利利益の保護に資することにあるといえる。(注26) 参加人に不服申立人と同様の権利行使を保障することによって、不服申立ての適正な審理と処理に協力する み ち を開

要求によるものとがある(通則法一〇九条一項、二項)。 するのであり、また、参加の手続としては、参加の申請に対する審理庁の許可によるものと、審理庁の職権による参加 このように、 参加人となるためには、不服申立ての対象となった処分について、利害関係を有する者であることを要

却)されるにせよ、取消(申立認容)されるにせよ、受給者は、既にみたように右処分それ自体又はその決定・裁決の ると、当該処分の名宛人たる徴収義務者の提起した不服申立てに対する決定・裁決において、右処分が維持(申立て棄 人のように公売財産の取消しによって法律上不利益を被る者をいう。源泉徴収所得税に係る納税告知についてこれをみ(thex) にありながら、自らは不服申立てをしなかった者、及び不服申立人と利害関係の相反する者、たとえば公売財産の買受にありながら、自らは不服申立てをしなかった者、及び不服申立人と利害関係の相反する者、たとえば公売財産の買受 いい、不服申立人と同一の利害関係に立つ者、たとえば、公売財産の抵当権者のように共同不服申立人となりうる立場 ところで、ここにいう利害関係人とは、不服申立てに対する決定・裁決の主文につき法律上の利害関係を有する者を

場にないことはいうに及ばず、また、右処分が取り消されることにより法律上不利益を被る立場にないこともまた明ら 結果いかんにより、直接法律関係に変動を生ずるものではない。従って、受給者は、本来共同不服申立人になりうる立

かであるから、不服申立て手続において参加人たりえないと解すべきである。

者を補助して訴訟を追行し、その者を勝訴させることによって自己の利益を守るというのが、補助参加人の制度のねら(428) 政事件訴訟法七条・民事訴訟法六四条以下)することができるのかどうかをみることにする。 他人間に訴訟が係属する場合において、 次に、受給者は、 源泉徴収に係る納税告知処分を対象として徴収義務者が提起した取消訴訟について、 訴訟の結果につき利害関係を有する第三者が、この訴訟に参加し一方の当事 補助参加 行

いというのが一般である。 について利害関係があるとは、法律上の利害関係をいうのであって、単に事実上又は経済上影響を受ける関係を含まな の一つである。 補助参加人は、 当事者の一方を補助する法律上の利益を有していなければならないから、 訴訟の結果

文及び理由中で示された判断は、被参加人及び補助参加人を拘束して、後に、右両者の間ではその事実又は法律関係に 補助参加人が共同して法律上、事実上の主張を行い、その結果、主張された事実又は法律関係の存否について判決の主 ついて判決で示された判断と異なる主張ができないというものである。 ·補助参加制度のねらいの二は、参加的効力を生ぜしめることである(民事訴訟法七〇条)。 すなわち、(註31) 被参加人及び

かわりなく、前述の参加的効力を及ばさせる(同法七八条)ために機能することとなる。(註記) 告知(同法七六条)があるが、この訴訟告知がなされることによって、被告知者が現実に訴訟に参加するといなとにか また、利害関係のある第三者が進んで補助参加をしない場合、その第三者に対して補助参加を求める手続として訴訟

すると、源泉徴収所得税に係る納税告知について法律上の利害関係を有しない受給者は、補助参加することができない 以上みたように、訴訟参加を許容するためには、訴訟の結果につき法律上の利害関係の存在が必要であるところから

と解するほかはない。

参加を肯定したとは解し難い。(注34・35) 参加を肯定したとは解し難い。(キスタ・ロン)のであり、そのことにより納税告知を対象とする取消訴訟にまで受給者の補助しうることを前提としているにとどまるのであり、そのことにより納税告知を対象とする取消訴訟にまで受給者の補助 は、納税義務不存在確認の訴において受給者に対する訴訟告知を想定していることは、当該訴訟について補助参加をな るため、 意味合いが問題となろう。この判断をよりどころとして、受給者は、納税告知の取消訴訟において徴収義務者を補助す の告知を受けた納税義務の全部または一部の不存在の確認の訴えを提起し、受給者に訴訟告知をして、自己の納税義務 ものでない故であって、支払者は、かかる不利益を避けるため、右の抗告訴訟にあわせて、またはこれと別個に、納税 なく、これに対する抗告訴訟が支払者の納税義務また従って受給者の源泉納税義務の存否・範囲を訴訟上確定させうる より支払者に対する控除額の支払請求訴訟)において敗訴することがありうるが、それは、納税の告知が課税処分では 提問題たる納税義務の存否または範囲を争って敗訴し、他方、受給者に対する税額相当額の支払請求訴訟 (受給者の源泉納税義務)の存否・範囲の確認について、受給者とその責任を分かつことができる」と判断したことの(世報) この点に関連して四五・一二・二四最高裁判決が「支払者は、一方、納税の告知に対する抗告訴訟において、その前 補助参加することができるとする見解を生ずるが、それは前述の理由から疑問である。右判決のいう ところ (または受給者

するか、 源泉徴収所得税を徴収さるべきでない旨の反撃に遭うなど、いわば二重の危険にさらされることがありうるが、そ 及び徴収義務者は、 徴収義務者が行う所得税の源泉徴収に不服がある場合、徴収義務者に対してどのような法的対抗手段を有 国から源泉徴収所得税の債務の履行を迫られ、これと同一の事実関係のもとで受給者か

受給者は、源泉徴収所得税を納税告知により徴収され、又は期限後に納付した徴収義務者から、その税額に相当

の場合どのような徴収義務者保護の手段を有するかについて考察する。

する金額につき求償権の行使(所得税法二二二条)を受けたときは、自己の負担すべき源泉徴収所得税相当額の存否又

は範囲を争って、徴収義務者の請求を拒むことができる。(#36)

のとなるわけではなく、もとより、右の結果が受給者の受認義務にいかなる影響も及ぼすものではないことに留意すべ に係る納税義務の存否・範囲を確定するものではないから、これにより徴収義務者の納税義務の成立と税額が不動のも この場合、 徴収義務者が源泉徴収に係る納税告知の取消訴訟において敗訴したときにおいても、 納税告知が源泉徴収

徴収義務者は、所得税法二二二条により、受給者に支払うべき金額から、納税告知により徴収され又は期限後に

納付した所得税相当額を控除する場合がある。これに対して、その全部又は一部につき源泉徴収所得税を控除さるべき

債務の一部不履行であるとして、控除額に相当する債務の履行を請求することができる。この点について、(#38) でないことを主張する受給者は、徴収義務者が法律上許容されえない控除をなし、その残額のみを支払ったのは、 徴収義務者 給与等

不当利得とみるよりも直截かつ簡明であるといえる。 の天引誤徴は不法行為であるとするものと、(注3) る法律関係では、 債務不履行とみるのが最も妥当し、 不当利得であるとするものとがあるが、(注4) それにより受給者の救済手続を構成することが、不法行為ないし 受給者と徴収義務者との間におけ

存否・ 額相当額の負担を余儀なくされることが考えられる。 額相当額の求償権を行使する訴訟又は受給者のする給与等債務の履行請求訴訟において敗訴し、その結果、さらに右税 範囲を争って敗訴し、 徴収義務者は、 税務署長を相手方とする納税告知処分取消訴訟において、いわゆるその前提問題たる納税義務の その結果源泉徴収所得税を徴収され、 一方同一の事実関係のもとで、受給者に対する右税

て、 る徴収義務者との関係においては、その訴訟の確定判決の不当性を主張することができないこと を 意味しよう。 である。 囲の確認について受給者とその責任を分かつことができるとするのが、 で受給者に訴訟告知(民事訴訟法七七条)をすることにより、 あわせて、 窮地に立たされた場合、 収義務者の源泉租税債務の存否・範囲を訴訟上確定させうるものでないことにある。そこで徴収義務者は、 このようなケースが生ずる原因は、源泉徴収に係る納税告知が課税処分ではなく、当該告知についての取消訴訟が徴 この見解について徴収義務者は、受給者が源泉徴収に係る納税告知の成否に利害関係を有しないところから、 つまり、 又はこれとは別個に、 訴訟告知をすることによって受給者に右判決の参加的効力を及ぼし、 源泉徴収所得税相当額の二重の負担という不利益を避ける方法として、 納税告知を受けた源泉租税債務の全部又は一部の不存在確認訴訟を提起し、 自己の納税義務(受給者にとっては受認義務) 四五・一二・二四最高裁判決の判示するところ(注4) 参加人たる受給者と被参加人た 納税告知の取消訴訟に の存否・範 このような その段階

処分を対象とする取消訴訟の提起によって受給者の訴訟への参加をもたらすことができないから、徴収義務者は、

源泉

納税義務の存否・範囲を訴訟上確定させる唯一の手段として債務不存在確認訴訟を提起し、受給者をしてこの種訴訟へ·

する観点から、 の参加をはかることとしたものと理解することができる。 この判断は、 源泉徴収に係る納税告知の特色を踏えて、徴収義務者と受給者の救済につき判断の統一と争訟経済に資 ゆき届いた配慮をめぐらしたものであって賛成である。

6 申告納税段階における源泉徴収所得税と争訟

者は、 断とその措置とは無関係に、 税段階において、 その受給者は、 受給者が給与所得以外の所得を二〇万円以上有する等のため、税務署長に対して、所得税確定申告義務を負う場合、 確定申告をするに当りその権利を保全するため、 所得税の申告・納付の行為を通じて国との間に申告所得税をめぐる法律関係を生ずる。そして、 源泉徴収の対象となった給与所得は、 自己の信ずるところに従って行動することができるはずであるが、その具体的な方法と争 その他の所得と併せて課税標準等を構成することとなる。受給 給与所得に係る源泉徴収の有無・範囲について徴収義務者の判 申告納

訟との関連を次に検討する。

はされるべき所得税の額は、給与等の金額に対応する正当な源泉徴収税額をいうものであることが所得税法の建前であ 額から控除して納付すべき税額を算出することとされていること、 方、給与等の金額について、源泉徴収をされた、又はされるべき所得税の額は、右総所得金額に税率を適用してえた税 受給者は、 確定申告に当り源泉徴収の対象となった給与等の金額を他の所得に合算して総所得金額を算定し、 及び算出税額から控除される源泉徴収をされた、 他

ることについては既に検討した。

そうとする見解がみられる。(注42) 対象とした金額に比較し、それより寡額か、又は零として計上することにより、そこに受給者の権利救済的機能を見出 た税額の合計額を掲げながら、 ところで、受給者について、確定申告上控除されるべき源泉徴収税額として、源泉徴収段階において現実に徴収され 総所得金額を構成する給与所得の金額を源泉徴収段階において徴収義務者が源泉徴収

税額の徴収が正当である場合には、給与所得額が過少であることを理由として、また、それが正当でなく、(産型) 等の措置が講ぜられることとなる。 与所得部分の申告額が正当である場合には、 いずれにしても、 このような確定申告に対して、税務署長は、調査したところに基づき、徴収義務者が受給者に対して行った源泉徴収 受給者のする前記の如き確定申告は、 控除さるべき源泉徴収税額が過大であることを理由として、それぞれ更正 それ自体適式なものでないから、常にその是正がはかられな 受給者の給

ければならない。 前配の6円に掲げる事由を原因とする受給者に対する更正について、当該受給者は、それが自己にとって不利益

である限り争訟を提起しうることには異論がない。

基本的には、 いいかえると給与所得の存否・範囲を審理の爼上にあげることができるかは、十分に検討しなければならない。 いし、受給者が提起したその争訟手続において、 他の所得との合算要因としての給与所得と、算出税額からの控除要因としての源泉徴収をされた又はさ いかなる場合に受給者の負担に帰せらるべき源泉徴収所得税の限

れるべき所得税の額とは、税率を介してスライドすることが必要であるから、 この要件を具備しないことに基因してな

された更正を対象とする争訟において、右給与所得とそれに対応する源泉徴収税額をスライドさせた額の範囲では、

既

に、そのような確定申告それ自体が手続要件に違反するものであるから、棄却を免れない結果となる。 一般には争訟の提起に当ってその利益ないし必要性の存在が問われることは当然であるが、とりわけこの種の

額が増加するものが少くないが、このような処分の取消しを求めることの適否が問題とされるのである。 争訟においては、右の点をめぐって紛糾することが多い。すなわち、更正処分の対象となる事項は、すぐれて給与所得 と相関関係を持つ源泉徴収税額であるところからすると、ケースによっては、更正の結果新たに還付金が生じ又はその

課税処分取消争訟における争訟利益の有無の判定は、争訟の対象となった更正決定等処分そのものによって納付すべ

なるが、 の権利又は法律上の利益に変動を及ぼすのは、一にかかって右の税額の増減にあるからである。してみると、(誰4) って納付すべき税額が増加し又は還付すべき税額が減少するものであるときに、争訟の利益の存在が承認されることと き税額又は還付すべき税額の増減を基準としてなされるべきものと考える。もとより更正決定等処分により納税義務者 前述の如く処分により還付金が生じ、又はその額が増加するときは、争訟の成立が否定されるはずである。 処分によ

おり、 要素を充足するものかどうかの審理の過程において、徴収義務者の行った所得税の源泉徴収及び税務署長が行った納税 それ自体自己完結的な存在であることを併せ考えると、右の結果は是認されよう。もっとも、 ができるのは、給与所得と他の所得とを合計してえられた課税総所得金額に適用される超過累進税率に対応する部分に 限定される。 おかれる。そして、前述の第一の要素にてらすと、現実に受給者が申告納税の段階で給与所得の存否・範囲を争うこと 以上述べた二つの要素を充足したケースについて、受給者は当該処分の実体内容たる所得税の適否を争いうる態勢に 所得税法が年税主義、 およそ受給者をして給与所得を他の所得と併せて確定申告をなさしめることとしているのは、前述したと 綜合課税主義及び税率の累進構造の故であって、他方、源泉徴収所得税が租税債務として 提起された争訟が二つの

告知の内容の適否が審理される結果となる場合があるところからすると、この種の争訟の提起は、 事実上受給者の救済

がはかられる縁由にはなりうるといえる。また、申告納税の段階における給与所得の存否・範囲の変更は、実行上徴収

義務者に対しても、これと平仄をあわせてその是正措置が講ぜられることとなるはずである。

(注2) (注1) 原田尚彦「訴えの利益」行政法講座三巻二五六頁以下を参考とした。 昭和三九年三月二四日京都地裁判決、行裁例集一五巻三号三七三頁、稅務訴訟資料三八号一九一頁、 昭和四七年五月一八日

(注3) 往4 大阪高裁判决、税務訴訟資料六五号五九一頁 昭和四六年三月二五日最高裁判決、訟務月報一七巻八号一三四八頁、税務訴訟資料六二号三七四頁 田中二郎「新版行政法上」三〇四頁、杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」三八頁

三条がある。この点なお後述(注18参照 但し、年末調整による過納額の還付につき、徴収義務者が還付できなかった場合の例外的処理として、所得税法施行令三一

(注6

可部恒雄「前掲書」二八四二頁

往7

(注9) (往8) 昭和三九年一〇月一二日岐阜地裁判決、行裁例集一五巻一〇号二〇二頁、税務訴訟資料三八号六七三頁、但し、このケース 昭和四二年四月一一日東京地裁判決、行裁例集一八巻四号四五二頁、税務訴訟資料四七号五七一頁 可部恒雄「前揭書」二八三六頁

しながら、問題点として、この処分に公定力があるのかどうか、争う場合に不服申立前置主義が働くのかどうか、取消訴訟の は、原告は受給者であるが、徴収義務者に代替しても右の法律論には格別の差異は見出せない。 雄川教授は、右岐阜地裁判決について、現行法上受給者の抗告訴訟を構成するとすれば、このように考えるのが最もよいと

出訴期間をどう考えるか、さらに、この判決が確定申告時期までにないときどうするかという問題点をあげておられる(「前 掲書」一四五頁)

(注10) 号二六九頁、登録税につき昭和三四年一二月一○日東京地裁判決、行裁例集一○巻一二号二四七○頁、税務訴訟資料二九号一 右岐阜地裁判決と同旨のものとして、 昭和三六年四月六日東京地裁判決、行裁例集一二巻四号七六〇頁、税務訴訟資料三五

二六二頁

- (注1) 田中二郎「行政法総論」三一三頁
- 9に掲げた岐阜地裁判決の控訴審についてのものである 昭和四二年一一月二九日名古屋高裁判决、行裁例集一八巻一一号一五〇三頁、税務訴訟資料四八号六三二頁、 本判決は、 注
- 訟手続につきいつの時点を起点とし、どのような方法でこれにはいるかという法技術上の配慮によるものと考えられる。 り、法理論としてさしたる異論はないと思われる。その点はとも角として前掲判決がこのような判断を示すに至ったのは、 税務官庁がした源泉徴収税額の収納行為それ自体を、争訟の対象となしうる行政処分と解しえないことは前述のとおりであ
- 昭和二五年一二月二〇日鳥取地裁判決、行裁例集一巻一〇号一三六〇頁、税務訴訟資料五号六七頁
- (注16) 「前掲書」二二五四頁(注15) 可部恒雄「前掲書」二八三六頁
- (注17 山田二郎「最新判例批評」判例評論一四八号一一九頁、新井隆一「前掲書」三五頁
- にあっては、徴収義務者の納税地を所轄する税務署長は、直接これを受給者に還付する (所得税法施行令三一三条)。 この措 払者でなくなったとき、他に徴収して納付すべき所得税の額がなくなったことにより還付することができない等特異なケース 過約額があるときは、徴収義務者がこれを受給者に還付することを建前とする。この場合において、徴収義務者が給与等の支 を行い、その結果超過額を生じたときは、その年最後の給与等を支給する際徴収すべき所得税に充当し、なお充当しきれない 税額の合計税額と、その者の年間給与所得に対する正当な税額とを調整して、その過不足額を清算する手続としての年末調整 源泉徴収所得税の過約額の還付については、所得税法一九一条に規定するところである。一般に、受給者の月々の源泉徴収
- 昭和三七年七月三一日内閣法制局第一部長回答、「内閣法制局意見年報」一〇巻一頁

置は例外的なものであり、このことの故に、本論の結論に影響するところはない。

(注20) この具体的な差異は、還付についての消滅時効の長短、還付加算金法定利率のいずれが適用され及び消滅時効の絶対的効力 昭和五〇年四月一六日東京高裁判決、訟務月報二一巻六号一三四五頁

の存否にあるといえようか

本旨に反するとと、及び受給者の不知の間に公定力をもつ処分がなされることを意味するところから、右は法の予定するとこ であるとすれば、そこで確定された税額を受給者は否定できない結果となるが、これは自働的に確定すべきものとする制度の 負担することは、受給者において源泉納税義務を負うことであり、両者は表裏の関係にあるとし、若し、納税告知が課税処分 四五・一二・二四最高裁判決(「前掲書」二二五三頁)は、納税告知と受給者との関係に触れて、徴収義務者が徴収義務を

我妻栄・有泉享「債権法」六八頁

ろではない趣旨の判断をしている。

注24 我妻栄「新訂債権総論(民法講議Ⅰ)」一六六頁

(注25 下山瑛二「行政不服審査の審理手続」行政法講座三巻九二頁

南博方「注釈行政不服審查法」一三三頁

(注26

(注27 田中真次・加藤泰守「行政不服審査法解説」一三三頁

(注29 (注28 昭和四八年一一月一日国税庁長官通達「不服審査基本通達(異議申立関係)」第一〇九条一 斉藤秀夫編「注解民事訴訟法(1)」三六五頁

新堂幸司「民事訴訟法」四九五頁 斉藤秀夫編「前掲書」三七○頁、兼子一 「民事訴訟法体系」三九九頁、 菊井維大・村松俊夫 「民事訴訟法1」 二一六頁:

兼子一「前掲書」四〇四頁

(注32 兼子一「前掲書」四〇八頁

(注33

「前掲書」二二五五頁

ないが、もとより、これを妨げる趣旨ではないと考えられる」(「前掲書」二八三七頁)とされる。

可部判事は「支払者は、告知処分の取消訴訟において受給者に訴訟告知をすれば足ることとなろう。判決はその旨を明言し

の点につき疑問があるとされる (「前掲書」三五頁)。 [徴収義務者のジレンマを回避するための手段として、 参加的効力は に訴訟告知をするよう判示したことは正当でないとされ (「最新判例批評」判例評論一四八号一四頁)、また新井教授は、こ 山田判事は、昭和四五年一○月二二日最高裁判決を援用して、抗告訴訟と別個に不存在確認訴訟を提起し、その上で受給者

判決の理由中の判断にも及ぶ点に異論はないが、問題は、納税告知取消訴訟に受給者が補助参加しうるのかどうかである。

はこの点につき消極に解するから、四五・一二・二四最高裁判決を正当とするものである。

(注36) 四五・一二・二四最高裁判決「前掲書」二二五四頁

(注37)

可部恒雄「前掲書」二八三六頁

- 一日内閣法制局第一部長回答「前掲書」一〇巻一頁、昭和四二年一一月二九日名古屋高裁判決、行裁例集一八巻一一号一五〇 四五・一二・二四最高裁判決「前掲書」二二五五頁、杉本良吉氏発言「租税徴収法研究(上)」二九七頁、昭和三七年七月三
- (注3) 浦谷清「源泉徴収における法律関係」甲南法学三巻三号二八八頁

林大造氏発言「租税法総論」二四四頁以下

三頁、稅務訴訟資料四八号六三二頁

(注41) 「前掲書」二二五五頁

(注40)

(注43)

(注42) 手続を前提としていると推測される。雄川一郎「前掲書」一五一頁 ここまで明言していないにしても、源泉徴収所得税の存否・範囲は確定申告により調整すべきものとするのは、このような

この場合、還付申告となるのが通例であるから、更正は、還付額を零とするものとなろう。

(注44) 定するように地方団体に独自の決定権が留保されているところからすれば、地方税の課税関係の存在を根拠として国税関係処 来、地方税は国税とは独立の体系の下に構成されており、地方税法自体で争訟方法を規定していること、とりわけ、同条も明 する場合であって)について争訟利益を肯定する見解 (野崎悦宏 「租税判例研究」税理一九巻三号一七七頁) があるが、 本 を援用して、地方税の所得割は、国税の課税標準を基準として自働的に決定されると解し、その増額(納付すべき税額が減少 拙稿「租税判例研究」ジュリスト五九二号一○七頁、なお、この種の争訟の利益を論ずるに当り、地方税法三一五条の規定

分につき争訟の利益を論ずる見解には同調できない

以上、源泉徴収制度の基本的な構造と源泉徴収所得税の徴収・納付をめぐる徴収義務者及び受給者の権利救済に関

る問題点について検討した。

収義務者が介在し、 生ずることとなる。 形成する上で、 きな特色ともなっている。源泉徴収制度のこのような特殊な仕組みの投影として、関係当事者の争訟等権利救済手続を の確定が特別の手続を要せずしてなされることの二点がその基盤をなし、 それによれば、 当事者適格及び方法それ自体も、 源泉徴収制度は、 その結果、 受給者は国との間の法律関係に表われない構成がとられていること、及び源泉納税義務 税の負担者たる受給者と課税権者たる国との間のいわば直線的二面関係の中間に徴 他の国税の救済手続と相違して複雑な形態をとらざるをえない必要が かつ、これが他の国税の諸制度にくらべて大

利救済は徴収義務者との間においてはかられることとなるが、さらに国との間においても救済がはかられるべきではな いかとする点である。 救済手続をみる場合にとりわけ問題となるのは、 受給者が国との間において直接の法律関係に立たない結果、 その権

源泉徴収の対象・範囲が各当事者にとって一義的に明白なものであるべきことを前提とするところからすると、 とはできないが、 現行制度のもとにおける受給者の地位にかんがみると、受給者と国との間に直接救済手続が形成されうると考えるこ そのように解することも不合理とはいえない。 すなわち、 前述の源泉徴収制度の第二の特色に徴し、

源泉徴

範囲について一義的に明白なもののみに限定されているのかどうかは疑問なしとしない。) 収所得税の過誤徴収は生じない建前がとられていると解されるからである。(もっとも、実行上は、源泉徴収の対象

益の比較衡量を具体的にどのようにして行うかという困難な局面を避けることはできないであろう。 者の権利救済の方法を探ろうとすることは、或る意味では二律背反的な壁に直面することであり、従ってそれぞれの法 にしても、源泉徴収制度の存在意味としての徴収の確保の容易性、能率性及び手続の簡便性をそこなうことなく、受給 正に受給者を納税者と位置づけることにほかならず、かくては源泉徴収制度の崩かいをもたらすこととなろう。いずれ 正の方向いかんによって、国は源泉徴収段階における受給者の納付関係を個々に捕捉する必要に迫られようが、それは かりに、右のような結論に妥当性がないとして、法律改正により受給者の国に対する救済手続を設けるとすれば、改